

令和4年監査公表第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年5月18日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 山本 半治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年3月30日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年3月30日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

○令和4年3月30日付け、住民監査請求書（7枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述の機会を求めます。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

2. 請求の内容

令和4年3月24日付け、半田市監査委員作成の請求人あての「住民監査請求に基づく監査結果について（通知）」と題する文書（3半監第200号-20）について、令和4年1月26日から同3月24日までの間に、上記の監査結果を作成するために費した作業時間にみあう、半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した監査委員報酬及び半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と鈴木氏と佐藤氏）に支給した給料・一時金の各金額を、半田市長は、対象者5人から返金させ、その返金額を半田市に返せ。（50万円です。）

3. 請求の理由

令和4年3月24日付け、二名の半田市監査委員作成、■■あての「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」と題する文書は、その記載内容に多数の記述間違いがあるばかりでなく、本来記載する必要のある請求人にとって重要な請求人の住民監査請求に関連する記述内容を記載せず省略をしています。

さらに、この監査結果の通知書には、請求人が半田市長に提出した二件の審査請求書に対して、半田市情報公開・個人情報保護審査会事務局（市総務課の二人の職員が担当）が不正な諮問書を作成して、半田市長経由で同審査会の会長に諮問した事実を不当・違法に正当化しており、そのように判断した理由・論拠を全く記述していません。

半田市監査委員及び同事務局は、半田市情報公開・個人情報保護審査会事務局（市総務課が担当）による不正・違法職務を故意に正当化することで、住民監査請求を不正に棄却しており、住民監査請求の監査を実質的に行っていません。

そのように述べる理由は、次に記述する各項の通りです。

（1）監査結果通知書の不正作成内容

ア. 多数の記述間違いがある。

監査結果通知書に、次のような多数の単純な記述間違いがあり、半田市監査委員と同事務局職員の住民監査請求への取組み姿勢に真剣さが感じられません。

これらの記述間違いは、全て単純ミスであることから、監査結果通知書を一次作成した後、その記述内容の正誤チェックを行なっていない、杜撰な職務が原因しています。

- ・記述間違い1. 3頁の枠内の「4. 請求の原因」の項の（1）の1行目に記載している
‘二件の審査請求権’の記述。
（正しくは、‘二件の審査請求書’です。）
- ・記述間違い2. 9頁の第3の2の項の6行目に記載している‘別途裁定’の記述。
（正しくは、‘別途算定’です。）
- ・記述間違い3. 13頁の8行目に記載している‘審査請求書の不正’の記述。
（正しくは、‘諮問書の不正’です。）
- ・記述間違い4. 15頁の2行目に記載している‘地域新沽券’の記述。
（正しくは、‘地域振興券’です。）

以上のように単純な記述間違いが一文書の中に4か所あることから、本件の監査結果通知書は、半田市監査委員が作成したのではなく、同監査委員事務局の職員（半田市役所からの出向者です。）が作成をしたのみならず、作成をした文書の内容を誰もチェックしていない状

況にあります。

要するに、事務処理の基本ができていないのです。

イ. 住民監査請求書に記述している重要な項を省略している。

本件に関する請求人が提出した住民監査請求書の内容に「3. 昨年6月執行の半田市長選挙と本請求書との関連」の項があり、この項の記述はA4 7枚に渡っていて、その内容は、本件の住民監査請求書にとって重要な内容を記述しています。

ところが、本件の監査結果通知書に、この部分の重要な内容を全く記述していません。

半田市監査委員は、半田市役所にとって都合の悪い請求人の記述を監査結果通知書から外すことで、不正を行っています。

上記の請求人提出の重要な内容を記述した文書を書証1.として提出します（令和4年1月4日付け、「住民監査請求書（23枚）」の2～8頁に記述している内容です。）。

ウ. 監査委員が判断を行っていない重要部分がある。

本件の監査結果通知書の12頁の「第4. 監査委員が認定した事実」の項の2.の項に、次の認定内容を記述しています。

「半田市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条に基づく、（審査請求人から審査会委員への）意見の陳述については、実施をされていない。」

ところが、同通知書の「第5. 判断」の項で、この重要な認定内容について監査委員は、何の判断もしていません。

同通知書の17頁の下方に、審査請求人が住民監査請求書の中に「第2回審議を令和4年1月13日に実施しました。この審査会に請求人が出席をして陳述をしたい旨を、同事務局の間瀬氏に伝えていましたが無視されました。」との記述がされている旨を、監査委員自身が記述しています。

にもかかわらず、監査委員は、監査結果通知書の「第5. 判断」の項で、このことについての記述を全くしていません。

半田市監査委員と同事務局は、半田市役所にとって都合の悪い部分について、その判断を故意にさけています。

エ. 市監査委員が的外れな認定を行っている。

本件の監査結果通知書の12頁の「第4. 監査委員が認定した事実」の5.の項で、本件住民監査請求の内容にとって、的外れの次の認定を行っています。

5. 半田市情報公開・個人情報保護審査会担当職員の勤務状況について
無断欠勤はなく、年次有給休暇の取得も通常の範囲内であり、勤務状況に問題はない。

本件住民監査請求の提出の趣旨は、担当職員がその職務上の成すべき課題（本件の場合、請求人が提出した二件の審査請求書を市が認めたくないのに、不正な諮問書を市が作成をして審査会に提出したこと）を行っていないとの理由です。

市職員が無断欠勤したとか、年次有給休暇の取得状況に対して、住民監査請求を提出したわけではありません。

上記のような認定を行う、市監査委員及び同事務局職員の職務上の能力と人として備える常識に問題・欠陥があり、早急に、その体質及び体制を改める必要があります。

(2) 本件住民監査請求を不正かつ故意に棄却している。

半田市監査委員及び同事務局は、令和4年1月26日付けで請求人が提出した住民監査請求書を不正に、かつ故意に棄却をすることで、半田市情報公開・個人情報保護審査会事務局（半田市役所総務課が担当）の職員（山本課長と間瀬主事）の不正職務を正当化しています。

そのように述べる理由は、次の通りです。

ア. 市監査委員の判断についての不正

本件の監査結果通知書の「第5. 判断」の項にて、市監査委員は、本件住民監査請求に対して、次の判断を行っています。

- i. 「諮問書（前項（1）. のア. で訂正した後です。）の不正な作成、審査請求の妨害が行われた事実は認められない。」との判断を下していますが、そのように判断した理由を記述していません。正当な判断理由がないからと思われます。

請求人は、本件住民監査請求書の中に、上記についての理由を証拠（書証）を示して明記しています。

従って、上記の判断は誤りです。

- ii. 「半田市情報公開・個人情報保護審査会担当職員（2名）の給与・賞与は、半田市職員の給与に関する条例及び半田市会計管理者事務決裁規定に基づき、適正に手続きが行われており、違法性及び不当性は認められない。」との判断を下しています。この件については、本書の前頁の「エ. 市監査委員が的外れな認定を行っている。」の項で記述しているように、的外れの判断であり、不正判断です。

イ. 本件監査結果通知書の「第6. 結果」について

「第6. 結果」の項で、監査委員の合議により、本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する旨を記しています。

ところが、半田市監査委員と同事務局は、平成16年度以降、本年度までの間に、半田市民が提出した多数の住民監査請求書を基本的に、ことごとく棄却あるいは却下しています。

半田市役所全体が犯罪組織化されている事実については、請求人から半田市役所に対して、その論拠を示したうえで、すでに多くの場面で伝えていきます。半田市監査委員と同事務局についても、その犯罪組織の内の一組織であることは、本書の「3. 請求の理由」の項でも、その理由を明記している通りであり、本件の監査結果は犯罪です。

4. 提出する書証（次の1文書です。）

- ・書証1. 令和4年1月4日付け、請求人（■■）作成

半田市監査委員あて

「住民監査請求書（23枚）」と題する文書の1頁～8頁を抜粋。

以上

第2 監査の請求

令和4年3月30日に提出された住民監査請求書（7枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 4 月 11 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、同月 8 日に請求人から、陳述すべき内容がないとの理由により、辞退の申出を受け実施していない。

2 監査の対象事項

法第 242 条第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、当該行為によって当該地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨を規定している。請求人から提出された「住民監査請求書」の措置を求める内容について、「令和 4 年 3 月 24 日付け、半田市監査委員作成の請求人あての「住民監査請求に基づく監査結果について（通知）」と題する文書（3 半監第 200 号－20）について、令和 4 年 1 月 26 日から同 3 月 24 日までの間に、上記の監査結果を作成するために費した作業時間のみあう、半田市監査委員（西川氏と山本氏）に支給した監査委員報酬及び半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と鈴木氏と佐藤氏）に支給した給料・一時金の各金額を、半田市長は、対象者 5 人から返金させ、その返金額を半田市に返せ。（50 万円です。）」と記載されているが、添付されている事実証明書から、具体的な損害額（50 万円）の根拠が特定できない。

したがって、令和 4 年 1 月 26 日から同年 3 月 24 日までの半田市監査委員 2 名の委員報酬及び半田市監査委員事務局職員 3 名の給料・一時金について、法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、監査執行上の除斥を適用した。

3 関係書類の提出

監査対象部局については、半田市監査委員事務局として、関係資料の提出を求め、その要旨は次のとおりである。

(1) 監査委員及び監査委員事務局の職員等について

① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 ※省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ② 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列挙して、その範囲が定められている。

<監査>

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

<検査>

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

<審査>

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

- ③ 令和 4 年 1 月 26 日から同年 3 月 24 日までの間に支払われた監査委員の委員報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）第 1 条の別表に基づき、以下のとおりである。

識見を有する者の中から選任された委員：月額 105,200 円×3 か月

議会の議員の中から選任された委員：月額 34,200 円×3 か月

- ④ 監査委員事務局の設置及び職員は、法第 200 条第 2 項に基づき、半田市監査委員に関する条例（平成 3 年 6 月 27 日条例第 35 号。以下「条例」という。）が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員は、条例に基づき、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）が定められ、

規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。

⑤事務局職員の職務及び事務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 4 条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

一 監査委員に関すること。

二 予算、決算等財務に関すること。

三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。

四 監査資料の収集及び整備に関すること。

五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

⑥令和 4 年 1 月 26 日から同年 3 月 24 日までの間、事務局職員の勤務状況は、以下のとおりである。

ア 半田市職員服務規程（昭和 43 年 6 月 14 日庁達第 5 号）第 3 条第 3 項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

イ 年次有給休暇の取得日数は、以下のとおりである。

所属長：年次有給休暇 4 時間・特別休暇 7 日

職員 A：年次有給休暇 1 日・病気休暇 19 日

職員 B：0 日

ウ 住民監査請求に係る超過勤務時間は、以下のとおりである。

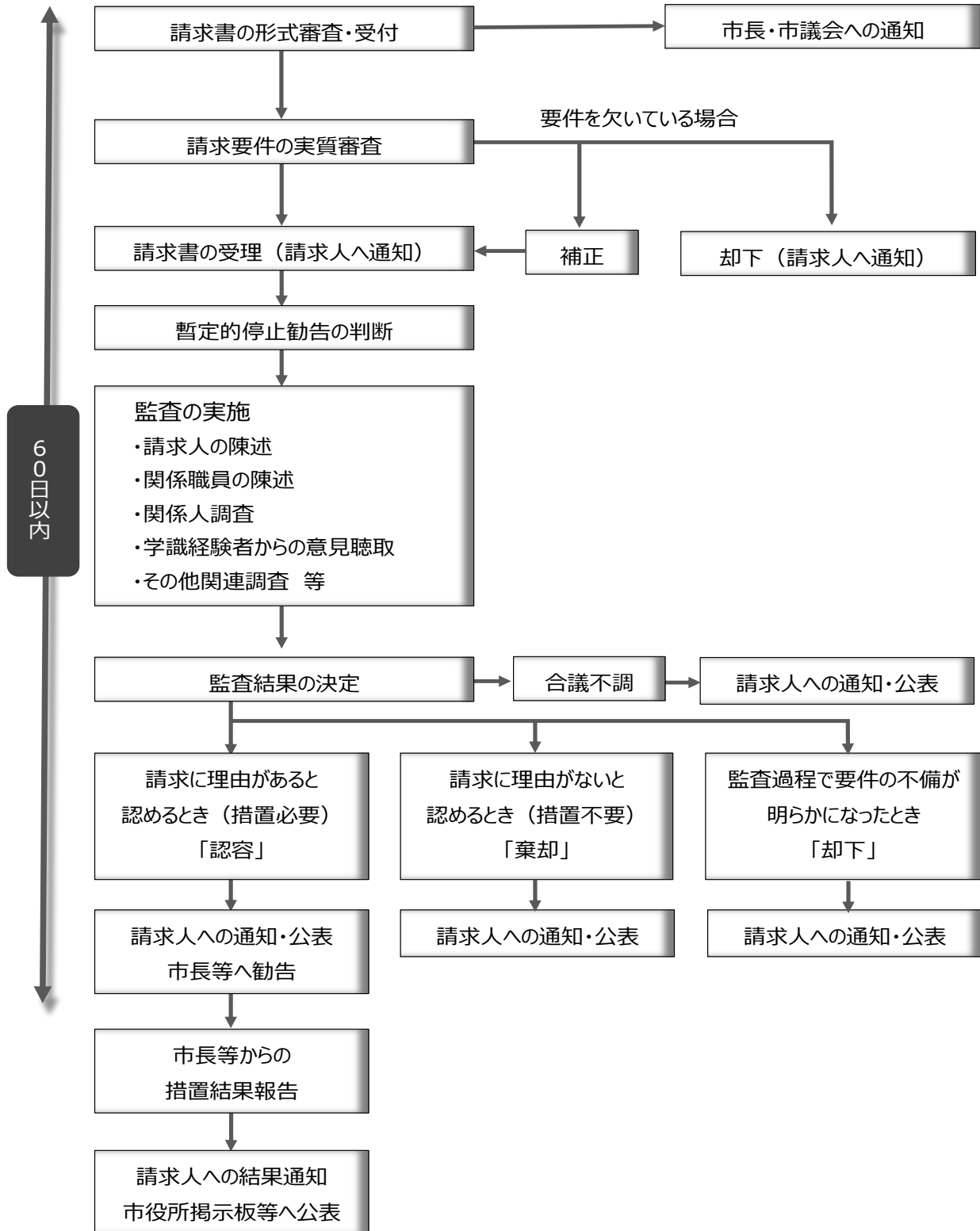
職員 A：0 時間、職員 B：4 時間

(2) 住民監査に関する業務等について

①請求書が提出された場合は、法第 242 条に基づき、実施される。

なお、詳細については、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



②請求書に記載されている監査結果通知書の記述誤りは、事実と相違はない。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第 195 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法 195 条第 2 項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては 2 人とするとされている。また、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第 197 条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の職務について

法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

3 監査委員の報酬について

報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）第 1 条の別表に基づき支払われている。

4 住民監査請求に対する結果の決定について

令和 4 年 1 月 26 日に提出された住民監査請求において、法第 242 条第 4 項による勧告、同条第 5 項の規定による監査及び勧告並びに同条第 10 項の規定による意見についての決定は、同条第 11 項に基づき、監査委員の合議により判断している。

5 住民監査請求の事務について

法第 200 条第 2 項に基づき、条例が定められ、条例第 2 条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員は、条例に基づき、規程が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。また、事務局職員の職務及び事務は、規程第 3 条に基づき、監査（住民監査請求）に関する事務を担っている。

6 住民監査請求の監査結果による記載誤りについて

令和 4 年 3 月 30 日に提出された住民監査請求書において、請求人から指摘を受けた記載誤りは、事実であった。

7 事務局職員の勤務状況について

事務局職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念している。無断欠勤者はなく、超過勤務時間等も許容された範囲内であり、勤務状況に問題はない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、

監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

そして、同年 1 月 26 日に提出された法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求に対しては、監査委員として不正不偏の態度を保持し、同条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を実施しており、執行機関（半田市情報公開・個人情報保護審査会庶務担当課）からの監査資料の提出を受け、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定については、同条第 11 項に基づき監査委員の合議により判断している。

この点、令和 4 年 3 月 24 日付け 3 半監第 200 号 - 20 の「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」には、上記のとおり、記述の誤りが存在している。しかし、半田市監査委員の報酬及び監査委員事務局職員への給与の支給は、後述の「第 5 第 2 項」で記載のとおり、法令に則って行われており、報酬及び給与の支給について財務会計上の違法性及び不当性は認められない。

- 2 すなわち、半田市監査委員（2 名）の報酬は、半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）第 1 条の別表に基づき、月額として、識見を有する者の中から選任された委員には 105,200 円、議会の議員の中から選任された委員には 34,200 円が適正に支払い手続きが行われ支払われている。また、事務局職員（3 名）は、職務の遂行に当たり、無断欠勤者もなく、全力を挙げてこれに専念している。給与・賞与等について、「半田市職員の給与に関する条例（昭和 29 年 3 月 30 日条例第 12 号）」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成 20 年 3 月 28 日訓令第 5 号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記のことから、監査委員の委員報酬及び監査委員事務局職員の給与等の支払いに関して、財務会計上の違法性及び不当性は認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

ただし、監査委員に関する請求の判断については、2 人の監査委員自身が請求の対象者に相当するため、法第 199 条の 2 の規定に基づき、合議ではなく、1 人の監査委員が他の監査委員に対する請求を判断した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

第 7 付言

本住民監査請求に関し、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、以下 1 点について、市へ申し添える。

1. 住民監査請求に係る監査の結果による記述誤りについて

令和4年3月24日付け3半監第200号-20の「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」では、請求人の主張どおり、記述誤りがあった。今回の事象は、決裁文書等による確認作業が不十分であったと言わざるを得ない。今回の事案を教訓として、職員一人一人が十分に注意を払い、その職務を適切に執行していただくよう要望する。

以上